

平成28年第3回定例会 総務文教常任委員会審査記録

- 1 日 時 平成28年9月14日(水) 午前10時00分
- 2 場 所 市役所 第一委員会室
- 3 議 題 議第109号 縄文の里・朝日条例の一部を改正する条例制定について  
議第110号 公の施設に係る指定管理者の指定について  
議第136号 平成27年度村上市土地取得特別会計歳入歳出決算認定について  
議第137号 平成27年度村上市情報通信事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 4 出席委員(9名)
- |    |        |    |       |
|----|--------|----|-------|
| 1番 | 小杉武仁君  | 2番 | 木村貞雄君 |
| 3番 | 稲葉久美子君 | 4番 | 大滝国吉君 |
| 5番 | 三田敏秋君  | 6番 | 佐藤重陽君 |
| 7番 | 河村幸雄君  | 8番 | 鈴木好彦君 |
| 9番 | 鈴木いせ子君 |    |       |
- 5 欠席委員  
なし
- 6 委員外議員  
渡辺昌君 川村敏晴君 小田信人君
- 7 地方自治法第105条による出席者  
なし
- 8 オブザーバーとして出席した者  
なし
- 9 説明のため出席した者
- |           |        |
|-----------|--------|
| 副市長       | 忠聡君    |
| 総務課長      | 佐藤憲昭君  |
| 同課参事      | 山田和浩君  |
| 財政課長      | 板垣喜美男君 |
| 同課契約検査室長  | 大西敏君   |
| 同課財務係長    | 長谷部淳君  |
| 同課管財係長    | 須貝直毅君  |
| 政策推進課長    | 渡辺正信君  |
| 同課参事      | 木村祐二君  |
| 同課企画政策室長  | 東海林豊君  |
| 同課情報化推進室長 | 中村豊昭君  |

同課情報化推進室副参事	菊池隆君
自治振興課長	川崎光一君
同課自治振興室長	前川龍也君
同課公共交通係長	国井敏文君
会計管理者	中村るみ子君
消防長	長研一君
消防本部次長	小島邦広君
消防本部総務課長	本間鉄雄君
選管・監査事務局長	木村正夫君
荒川支所長	小川剛君
神林支所長	鈴木芳晴君
朝日支所長	齋藤泰輝君
山北支所長	五十嵐好勝君
教育長	遠藤友春君
学校教育課長	遠山昭一君
同課教育総務室長	伊藤浩君
生涯学習課長	田嶋雄洋君
同課社会教育推進室長	太田秀哉君
同課スポーツ推進室長	永田満君
同課文化行政推進室長	富樫秀之君
同課教育情報センター長	加藤渉君

10 議会事務局職員

局長	田邊覚
次長	小林政一

(午前10時00分)

委員長（鈴木いせ子君）開会を宣する。

○当委員会の審査については、協議会において陳情1件の審査について、陳情者の趣旨説明を受ける関係から、最初に委員会を暫時休憩し、協議会を開催し、陳情の審査の後、委員会を再開し、審査日程どおりに進むことに異議なく、そのように決定する。

委員長（鈴木いせ子君）暫時休憩を宣する。

(午前10時02分)

委員長（鈴木いせ子君）再開を宣する。

(午前10時20分)

**日程第1** 議第109号 縄文の里・朝日条例の一部を改正する条例制定についてを議題とし、担当課長（生涯学習課長 田嶋雄洋君）から議案の説明を受けた後、質疑に入る。

(説明)

生涯学習課長 おはようございます。それでは、議第109号について説明をさせていただきます。これは、縄文の里・朝日条例の一部を改正する条例制定についてである。本案は、現在直営となっている縄文の里・朝日について、平成29年4月1日から指定管理者制度を導入する計画を予定していて、この計画に伴って所定の規定の整備をするとともに、条項の整理をする必要があったことから条例改正を提案するものである。以上だ。

(質疑)

木村 貞雄 平成29年度からの指定管理に基づいて条例改正するわけだけれども、この中の14条の1の(1)の現状を変更しとあるけれども、これらについては今まで展示されたりしているところ、見やすいようにとか配置あるわけだけれども、それは変更はならないのだろうか。どんなものだろうか。

生涯学習課長 それでは、文化行政推進室長のほうから答弁させていただきます。

文化行政推進室長 こちらの14条の(1)の現状を変更し、または土地、建物、施設設備、その他物件もしくは資料を汚損しというような部分については、現在委員が今ほどおっしゃった展示内容の変更だとか展示がえ、そういったものはこちらに含んでなくて、現状を変更しというのは、建物だとか土地の改変とか、そういった部分のことであって、展示がえ、展示内容の変更、その他はここには含まれないものというふうに考えている。

生涯学習課長 追加で補足させていただきますが、これはこの縄文の里・朝日に来られた方がこういう行為をしてはいけないよという条項であるので、ご理解をよろしく願います。

木村 貞雄 それから、第4条の次のページの体験イベントとか現在もやっているけれども、指定管理者制度にするとそういった面もこれから変わった感覚で期待はしているのだけれども、担当としてはどんなふうに考えているか。別になければ答えなくてもいいけれども。

生涯学習課長 これについては、今まで私どもが直営をしていろいろなイベント等を行っていたし、それから食堂とか売店の運営も現在やっているわけである。そこに新たに指定管理者の民間発想というか、そういった発想を入れながら自主的な事業をすることができるということになって、今以上に発展するものと期待している。

河村 幸雄 初歩的なことで済まない。近年の入館者数教えていただきたいのだ。それと、この地域に連携する観光、縄文の里が観光全てとは言わないけれども、布部のやな場とか、二子島森林公園とか、施設とのかかわりというか、お客さんに来ていただくために

連携した何かということは今までどのように考えていたのだろうか。

生涯学習課長 それでは、文化行政推進室長のほうから答弁させていただく。

文化行政推進室長 まず、縄文の里・朝日の入館者数だけれども、ここ平成25年から平成27年の間については、入館者数が約2,000から3,000、また体験者数についても1,500から2,000、あと食堂、売店の利用についても1,300から1,600前後で推移している。あと、二子島、また布部のやな場との連携ということだが、二子島森林公園についてはちょうど4月の29日に二子島森林公園で島開きが行われるのだが、その日と同日に縄文の里・朝日においても春まつりということでイベントを開催している。また、布部やな場についてもそこに来られたお客様に対して、縄文の里・朝日という施設があって、そこで食事をとることもできるよということで、特に布部のやな場が開設しているときには、ふだん以上に縄文の里の食堂のほうにもお客さんに来ていただいているというような状況である。以上だ。

佐藤 重陽 最初に課長のほうからこれは来年4月1日からの指定管理にするということを前提に条例改正しているのだということお話あったが、それは間違いないよね。

生涯学習課長 今のところそのとおりであって、指定管理の指定については12月の議会のところでお出ししたいというふうに今準備を進めているところである。

佐藤 重陽 一つ確認しておきたいのだが、私これ単純に公園や何かと一緒に岩崩集落あたりのところに指定管理としてお願いしていただこうというふうに考えているのかなというふうに思っていたのだが、そうではなくて完全な民間競争の中で指定管理に出していこうと、そういうお考えなのだろうか。ちょっとそこを私思い違いしていると悪いので、確認させていただきたいのだが。

生涯学習課長 今のところ公募ではなくて、指定管理者の限定した形で提案したいというふうに考えているところである。それは岩崩集落を予定はしていない。

〔委員外議員〕

川村 敏晴 今の指定管理について公募によらないということだが、現段階で指定者を発表することはできないのか。

生涯学習課長 現段階でまだ正式に決まっていないので、12月に出す段階でお願いしたいというふうに思っている。

川村 敏晴 わかった。条例改定ではあるのだが、1つ気になるので、お聞きするが、今まで市直営のときにはたしかここに学芸員さん常駐されていたように記憶しているのだが、その方の処遇というかについてはどのようなことになるか。

生涯学習課長 基本的には、現在勤めている学芸員や事務補助員というのは長くいろいろな経験もあって、またいろんな知識、技術も持っているので、基本的には今いる職員を採用していただくような方向で話を進めたいというふうに考えている。

以上で質疑を終結し、討論を求めたが討論なく、起立による採決を行った結果、議第 109 号については、起立全員にて原案のとおり可決すべきものと決定した。

**日程第 2** 議第 110 号 公の施設に係る指定管理者の指定についてを議題とし、担当課長（生涯学習課長 田嶋雄洋君）から議案の説明を受けた後、質疑に入る。

（説 明）

生涯学習課長 それでは、議第 110 号について説明をさせていただきます。議案にあるとおり、指定管理者に管理を行わせようとする公の施設の名称は、ここに印刷されているとおり 9 施設ある。1 番目が村上市郷土資料館、村上市三の丸記念館、重要文化財若林家住宅及びその敷地、旧成田家住宅、旧岩間家住宅、旧嵩岡家住宅、旧藤井家住宅、村上歴史文化館、記念公園である。指定管理者となる団体については、公益財団法人イヨボヤの里開発公社でお願いしたいと考えていて、指定の期間は平成 29 年 4 月 1 日から平成 34 年 3 月 31 日までの 5 年間で予定している。それから、指定管理に係る資料で説明をさせていただきますが、資料の 4 P になる。4 P の上段の 5 番のところに指定管理者となる団体の概要が書いてあるが、その中段であるが、この団体については平成 6 年 4 月以降、イヨボヤ会館、村上市郷土資料館、村上市民ふれあいセンターなどの管理運営を行っており、平成 18 年 4 月 1 日からは郷土資料館、若林家住宅、三の丸記念館、記念公園、市指定文化財武家住宅、鮭公園等の指定管理者となっていて、平成 24 年 4 月 1 日からは公益財団法人に移行し、より公益性を持った法人として事業に取り組んでいるところである。それから、6 番目の指定申請書の要旨でございますが、公益財団法人のほうといたしては、3 行目から読むが、公共の文化施設であると同時に観光施設としての役割を担うことから、各施設の連携を図りながら一体的な管理運営を図ってまいりたいというふうに書いてある。また、市の公共的な業務を代行する公社として公益性と信頼性の確保に務めるといふように言っている。施設の運営については、利用者の利便性や満足度の向上を図るため、展示環境の整備やホームページ等による情報発信、アンケート調査やモニタリング等の実施、接客講習会の実施等によりサービスの向上に努め、個人情報保護についても条例等関係法令を遵守するということである。利用者から寄せられる要望や苦情については、速やかな確認・検証・対応を心がけるとともに、日常の施設の点検、接客対応の向上を図り、未然防止に努めるといふようなことを公社としては書いてきた。4 P の下段、7 番になるが、選定委員会からの答申や意見の中でも 1 行目にあるように今までの実績も良好であると判断しているということである。以上で説明を終わる。

（質 疑）

佐藤 重陽 実は指定管理者となる団体の件なのだが、これたしか本会議で議案上程したときに姫

路議員か何かから質問出たと思うのだけれども、指定管理を受ける団体または公益財団法人の理事長、長として今市長がその任に当たっているわけである。これ私も実は委員会でこの指定管理に出す団体がイヨボヤの里開発公社、これは全然問題ないのだけれども、やはり理事長が村上市長であるということは早期に解消する必要があるのではないかなと、ある意味では事業と予算と事業を受ける側との中での、言葉はあれだけれども、お手盛りのなとられ方もするわけで、これやっぱり考えたほうがいいのかなど思っているのですが、今それをここで解消しろということではなくて、それは早期に解消する方向でいくべきなのではないかというふうに考えるのだが、いかがだろうか。

総務 課長 では、私のほうから答弁させていただくが、確かに佐藤委員おっしゃったように指定管理に出すのも市長であるし、受けるのも事実上の市長であるので、指定管理上はいかがなものかというふうなことは推測される。ただ、定款上は今までもイヨボヤの里開発公社については歴代市長が理事長ということでやってこられたので、イヨボヤの里開発公社及び観光協会も含めて、市の観光行政のあり方、それから施設のあり方も含めて今後トータル的に検討してまいりたいなというふうに思っている。以上である。

佐藤 重陽 そうすべきでないかなというふうに思うし、私の記憶だと、当時確かに財団や何かの立ち上げのとき、実は観光協会も旧村上市の時点では村上市長が観光協会長をしていたし、たしか財団の理事もしていた。しかし、そのこのところに、できないことはないのだけれども、やはり法的な関係、また財政を補助する側と受ける側との、そういうところの問題もあって、やはり当時首長ではうまくないということで、たしかこの財団については文化協会であったり、その後商工会議所の会頭であったりをお願いした経緯があったのではないかなと。観光協会なんかも全く村上市から、市長から外して観光団体の方々の中からはたしか観光協会長を選ぶような、そんな形になっていった経緯があるのでないかなというふうに私も思っていたので、それがまた村上市長のところに合併後戻ってくるような形になったのかなということを感じていたものだから、これはやはりそういう紛らわしさを省く意味でも先々解消していくべきでないかなと思っているのですが、検討していただきたいというふうに思う。以上だ。

総務 課長 今後本当に村上市の将来観光行政を示唆する施策だと思うので、十分な検討をしていきたいというふうには組織内では考えている。

〔委員外議員〕

(「なし」と呼ぶ者あり)

以上で質疑を終結し、討論を求めたが討論なく、起立による採決を行った結果、議第 110 号につい

ては、起立全員にて原案のとおり可決すべきものと決定した。

---

**日程第3** 議第136号 平成27年度村上市土地取得特別会計歳入歳出決算認定についてを議題とし、担当課長（財政課長 板垣喜美男君）から議案の説明を受けた後、質疑に入る。

（説明）

財政課長 おはようございます。議第136号 平成27年度村上市土地取得特別会計歳入歳出決算認定についてのご説明を申し上げます。決算書の218Pからになるが、最初に222P、23P、続いて24P、25Pを見ていただきたいと思う。今年度の決算については、土地開発基金の利子収入4万3,600円である。歳出については、この金額を基金に積み立てたという形になっている。平成27年度末の土地開発基金の現在高であるが、決算の資料にもお示ししてあるとおり、現金で2億4,113万6,909円、今ほど申し上げた4万3,600円のプラスという形になる。土地については変動ないので、1,850平方メートルで8,388万971円、合計して3億2,501万7,880円となる。以上である。

（質疑）

（「なし」と呼ぶ者あり）

〔委員外議員〕

（「なし」と呼ぶ者あり）

以上で質疑を終結し、討論を求めたが討論なく、起立による採決を行った結果、議第136号については、起立全員にて認定すべきものと決定した。

---

**日程第4** 議第137号 平成27年度村上市情報通信事業特別会計歳入歳出決算認定についてを議題とし、担当課長（政策推進課長 渡辺正信君）から議案の説明を受けた後、質疑に入る。

（説明）

政策推進課長 それでは、平成27年度情報通信事業特別会計の決算について説明する。ページは231、232をお開き願いたいと思う。232Pの右側にある備考欄で説明する。初めに、情報通信施設負担金55万、これについては平成27年度新規加入された方の11件あった。掛ける5万円ということで55万と。それから、その下へ行って使用料ということで、情報通信施設使用料現年度分については5,322万8,000円、前年比で161万3,400円の増である。それから、その下のほうへ行って一般会計繰入金3億6,114万1,000円、前年比でマイナスの2,113万8,000円、これについては平成26年度朝日の情報センターにおいてスタジオ設備デジタル化事業に取り組んだ。その際の経費が約3,870万ほどあった。平成27年度はこの分がないので、主な要因としてはデジ

タル化に伴う経費がなくなったという内容だ。それから、前年度繰越金、これについては903万3,370円ということで、ほぼ同じぐらいの額の繰り越しである。それから、一番下へ行って雑入、この中では光伝送路等貸付料ということで2,627万8,395円、これについては市の持っている光回線等を貸し付けている貸付料ということになる。それから、その下の道路改良工事支障施設工事補償料62万7,606円については、平成27年度にやった市道助瀧村上線歩道新設工事に伴う工事が1件あった関係の補償である。続いて、歳出のほうに移る。それでは、234Pの備考欄をもとに説明したいと思う。情報通信事業一般管理経費、これについては1,891万7,641円で、前年比で417万8,275円の増である。この中で主なものと増減の大きかったものについて説明する。初めに、上から7枚目ほどにあるのだが、告知端末再設定手数料83万3,220円については前年比でマイナスの268万5,420円である。これについては、告知端末の更新事業により改修した告知端末を神林地区で再利用するための再設定手数料である。告知端末の修繕に係る経費を抑制するために行っているものであって、端末200台を再設定した。ちなみに、平成26年度は900台の再設定を行ったので、その台数の差がマイナスの268万5,420円になったということである。それから、2つ下で機器保守等委託料406万1,880円、これについては受信点施設とヘッドエンド施設の点検業務を委託したものである。私もやっとわかったのだが、受信点施設というのはアンテナ等の点検だそうです。それから、ヘッドエンドとは音声とか映像、データなどを加入者、利用者へ送出する際の設備機器ということで、その委託料ということになる。それから、下のほうに行きまして工事補修等材料費658万440円、これは前年比でプラス446万1,480円になる。これについては、故障等発生時に速やかに交換したり復旧するため、光受信機や電源アダプター等をあらかじめ購入しておくというものである。故障対応のためということであらかじめ購入したものというものである。それから、一番下の消費税について420万8,400円、これは前年比で213万6,300円になる。平成26年度の確定申告の納付分プラス平成27年度の間納付分ということの金額である。その下の情報通信の人件費については、支所の3人分の人件費になる。山北、朝日、神林ということである。それから、下のほうへ行って山北地区施設維持管理経費3,674万1,670円、前年比で777万8,686円の増である。これについても主なものを説明する。3番目、修繕料832万9,470円、これは前年比でマイナスの752万5,975円になる。修繕費の主なものとしては、電力柱、NTT柱の柱の更新と移設に伴う市の光ケーブルの移転に係る修繕等である。それから、その下のほうへ行って測量設計等委託料344万6,280円、これについては北中、中継、脇川にあるサブセンター、これが下水道の施設用地に併設している。管理上やはり分けたほうが良いということで分筆をした。その測量と登記の金額である。それから、その下の告知端末機借上料、それから下のほうへ行ってシステム使用料、それから情報センター機器等リース料、これについては平成27年度に実施



した山北地区の告知システム更新に係る経費である。それから、下のほうへ行って朝日地区施設維持管理費 1 億 3,723 万 3,076 円、これについては前年比でプラス 913 万 3,546 円となる。これについても大きいもので修繕料 1,796 万 1,037 円、前年比のプラス 628 万 2,305 円になる。これも内容としては光ケーブルの移転等に係る修繕が主なものである。それから、真ん中辺で設備保守点検業務委託料 698 万 3,280 円、これは前年比で 339 万 280 円、これについては平成 26 年度が 9 月から 3 月までの 7 カ月分を委託料払っていたのだが、平成 27 年度は完全に 12 カ月分ということで、1 年分になった関係でこの分はふえたという内容である。それから、2 つ下の映画フィルム借上料、これは新規なのだが、115 万 991 円、これについては平成 26 年度にデジタル化がされた。それに伴って平成 27 年度から NHK 番組の DVD を借りて、自主放送枠で放送サービスを開始したものである。要するにフィルムを借りるということの 115 万 991 円の増である。それから、次のページをお願いしたいと思う。236 P の備考欄をお願いしたいと思う。3 の神林地区施設維持管理経費 1,719 万 9,817 円、前年比で 202 万 5,020 円の増である。これについては、その下にある修繕料 1,201 万 9,010 円、これが前年比でプラスの 202 万 8,079 円の増である。修繕料については、前にもお話ししたとおり光ケーブルの移転等に係る修繕が主なものである。それから、その下のほうへ行って起債償還元金、それから起債償還利子ということで、元金については 2 億 347 万 3,224 円、これは前年に比べて 396 万 2,072 円の増である。利子については 1,351 万 5,357 円ということで、逆にマイナスの 260 万 9,608 円ということで償還している。これについては、平成 27 年度の償還をもって平成 27 年度末の地方債の現在高については約 8 億 9,907 万ぐらいになった。平成 26 年度末は 11 億 254 万ほどあったので、かなり減っている。最終的に平成 30 年ぐらいになるとかなり減るといふ償還の予定になっている。以上である。

(質 疑)

- 鈴木 好彦 234 P の山北地区の経費の中で測量設計等委託料だったか、この事業の設備が下水道の施設にあったと、それを分筆登記したということなのだが、それが一緒であってはいけない理由か何かあったのか。
- 政策推進課長 下水道の会計検査で下水道施設なのにそこに間借りしている部分が、よそのものがあるという指摘があった関係で、このような分筆をして測量したということである。以上だ。
- 鈴木 好彦 感覚的には同じ市役所が関係、確かに企業局なのだろうけれども、感覚的にはあれなのだけれども、そこに分筆料をかけてまで分ける必要があったのかということで質問してみた。ありがとうございます。
- 木村 貞雄 全体的に見て山北地区の維持管理費ふえているけれども、その中で機器等リース料はないのだが、システム使用料か、山北分ふえているというようなことであれなのだ

が、それで大体の決算の感じからそう捉えていいのか。

政策推進課長 山北地区の維持管理費がふえた原因は、平成 27 年度に要するに山北の告知システムを全部更新したと、その関係で、先ほどもちょっと言ったのだが、告知端末機の借上料、これが 550 万 8,000 円、それからシステムの使用料、これも 560 万ぐらい、それから情報センターのリース料も 320 万と、これまるっきり新規で増になっている。このシステムの更新に係る経費がふえたということである。

木村 貞雄 それと、もう一つ、私何年前にだったかちょっと年数はあれなのだけれども、電力さんと N T T さんの関係で、今村上市の市道の中に電柱立っているわけだけれども、県の指示というか、県のほうから言われてきたということで料金を下げたのだ。幾らだったか私ちょっと忘れたのだけれども、そのときに私が市の借上料を減額したのに、今ここに書かれているけれども、電柱の共架料金の交渉はしなかったのかと私言ったのだけれども、その後はそういった話は全くしていないのか。

情報化推進室長 今のご質問については、都合 3 回目ぐらいになろうかと思う、私の記憶では。たびたび同じ答えで申しわけないけれども、話はしているのだけれども、なかなか組織としての向こう様も N T T、それから電力さんとしての制度である。市のほうも確かに条例改正などして貸付け分は安くはしているけれども、それだからどうしても安くしなさいとなかなか強硬な姿勢まで出せていないというのが現状である。ということで、話は出しているのだけれども、なかなかうんと言ってくれないというのが今のところの現状である。実際のところは、電力さんが 1,080 円、N T T さんが 1,200 円という感じでなっている、1 本当たり。

[委員外議員]

川村 敏晴 234 P になるが、朝日地区のほうにだけは自主放送番組制作業務委託料と映画フィルム借上料、これは朝日チャンネルの関係だと思うのだが、この辺については山北地区、神林地区のほうで共用することはできないのだろうか、機能的に。

情報化推進室長 あさひちゃんねるのほうで放送している番組の編集、編成に係るものが自主放送作成委託料である。それから、先ほどうちの課長からも話あったように、NHK の番組を DVD で借りて放送しているというものがある。メインの施設が朝日の支所の中にあるので、予算管理上朝日地区の施設の経費の中に入っているが、同じ放送の内容を山北地区と神林地区全部に流しているの、そこは差異はないということではよろしいだろうか。

川村 敏晴 はい、わかった。では、もう一点、さっき課長の説明の中で修繕料も電柱の移設のときの経費というふうなことをちょっとおっしゃったのだが、別項目で電柱共架料というのだろうか、この経費がそこで電柱使用料というふうなことで支払われていると思うのだが、ここで電柱を移設するときに、なお別経費として同じ電柱に共架料を払っておきながら取られるというふうな意味で解釈してよろしいのだろうか。

情報化推進室長 共架料については、電柱にケーブルをつけさせてもらうために電柱の借り賃、こちらについては払っている。それから、修繕料で移転等があった場合にかかるものは載せかえに係る費用、ケーブルをつけかえなければならない。電柱の場所が変わっただけでもつけかえなければならないし、移動した場所がちょっと離れたところだと、ケーブル引き直すようなこともある。1カ所当たりの経費も五、六万で終わる場合もあるし、20万近くかかる場合もあったりしてまちまちなものだけれども、それとケーブルを添架するための借り賃がちょっと異質なものであって、経費としては全く別なものになっている。

以上で質疑を終結し、討論を求めたが討論なく、起立による採決を行った結果、議第137号については、起立全員にて認定すべきものと決定した。

○以上で当委員会に付託された議案の審査等を終了し、本委員会の報告を委員長に一任することを決め閉会する。

委員長（鈴木いせ子君）閉会を宣する。

（午前11時04分）